



F u - Z i n

第34号
平成25年11月発行



報告 第13回 博多のおいしゃんと歩こう
追い山笠コース探訪

告知 第13回 楽文コンテスト表彰式

法律講座!
「博多のおいしゃんの

近年の活動

※設立からの詳細はホームページをご参照ください
<http://hakatanokaze.jp>

平成24年

- 4月 第28回 NPO博多の風フォーラム 開催
講師:松本卓士氏(RKB毎日放送報道部記者)
5月 第21回 はかたの町クリーン作戦 実施
6月 第11回 追山コース探訪 開催
第12回 楽文コンテスト 開催
10月 第22回 はかたの町クリーン作戦 (雨天中止)
11月 第29回 NPO博多の風フォーラム 開催
講師:岩松 城氏(毎日新聞西部本社編集局長)

平成25年

- 4月 第30回 NPO博多の風フォーラム 開催
講師:前田 敦氏(西南学院大学法学部准教授)
5月 第23回 はかたの町クリーン作戦 実施
6月 第12回 追山コース探訪 開催
第13回 楽文コンテスト 開催
10月 第24回 はかたの町クリーン作戦 実施

NPO特定非営利活動法人



〒812-0027
福岡市博多区下川端町8-16-302
FAX 092-263-7188

E-Mail info@hakatanokaze.jp
URL <http://hakatanokaze.jp>

NPO博多の風の歩み

- 設立
平成10年 9月
任意団体『博多の風』設立 代表:大庭宗一
- NPO登記
平成12年 6月
『NPO博多の風』として登記 理事長:大庭宗一

NPO博多の風事業概要

- 啓発事業
・博多の風フォーラム開催
・広報誌・HP発行
・毎日新聞世論フォーラム公聴
・作文コンクール(楽文コンテスト)開催
- 地域環境向上事業
・博多の町親交
(清掃活動クリーン作戦・冷泉小学校跡地提言・山笠文化継承)
- 活性化事業
・書籍出版
・博多祇園山笠の振興
・追山コース探訪開催
- 協力事業
・各市民団体との情報交換及び支援

題字:新井光守



NPO博多の風フォーラム 博多のおいしゃんの法律口座！

去る平成25年4月13日、第30回NPO博多の風フォーラムが福岡市立博多小学校「表現の舞台」にて行われました。西南学院大学法学部准教授の前田敦先生に「博多のおいしやんの法律講座！」と題して私たちの日常生活に関わりが深い「民法」についてのお話を聞いていただきました。どこか堅く窮屈なイメージを持つ法律について分かりやすい例を交えて理解しやすい言葉でお話いただきました。

博多もんとの出会い

今日は博多のおいしやんの法律講座という演題でやらせていただきます。しかし、この演題、若干気になる点があります。私は博多に来てまだ8年足らずです。したがつてまだ「博多のおいしやん」はもう名乗れなかなと。また、まだ「兄ちゃん」でありますので「おいしやん」はもう少し先かなと。なので、博多のおいしやんとしてまだまだ見習いの私なのであります。

私は博多の風や山笠との出会いの場所は、私が福岡に来て最初に入つたお店「酒房やす」でした。なぜ博多区土居通りにある酒房やすのようない山笠の中心地のような場所に飛び込んだのかと、実は「全国居酒屋巡礼」という一冊の本がきっかけでした。この本は私が昔から旅行で各地を訪れた際に参考にしてきました。本で、博多では酒房やすが紹介されていて少し若い大庭宗一理事長の写真が載つておられます。この紹介記事を見て、とても博多らしい店だとい

■ 破れる約束、破れない約束
(契約の話)

うことで酒房やすに足を運んだ訳です。かくして、大庭理事長はじめ、山笠に出て博多の人達と縁を結ぶ事となり、山笠にも出させていただけております。

今日話をするのは、民法の話です。現在日本国内で使われている法律は約千八百種類あります。その中で民法は最も長い歴史を持つといっても過言ではない法律なんです。また、1044条という一番多くの条文を持つ法律でもあります。では、民法の中身はとすると大きく分けて二つあります。ひとつは「人が自分のお金や財産を作っていく経済活動やその中の契約」といったものに「関するルール」です。二つ目は「親子や夫婦といった家族生活に関わるものや遺産相続に「関わるもの」のルール」です。この民法の中から面白い3つをピックアップします。今日は話を進めていきま

その間で交わされる「何かをする」というような約束のことを指します。金銭や物のやり取りの有無に関わらず、あらう人が別の人と何かするという約束を交わせばこれは立派な契約ということになります。例えば「友達と明日食事をする約束をした。」とか「親が子供に誕生日にゲームを買ってあげる約束をした。」といったものもれつきとした契約です。すなわち、私たちの日常生活は契約に取り囲まれているということになります。しかし、なんだかそういうと窮屈ですよね。その窮屈さを取り除くために、今日の一つ目のテーマを設定しました。ではここでテーマに沿つて契約の例を举げます。例

支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。と規定しております。設例の場合、太郎がカメラを売るにと約束し、次郎は一万円支払うことと約束していきます。555条は約束のかたちについてはこれ以上規定しておらず、どんな形の約束であるとも契約は成り立つことになります。つまり口約束でも良いし、内容が伝われば目配せでもあります。そして大丈夫といふことです。次郎も契約の内容の実現のために努力しないといけません。つまり、設例の約束は守らなければならぬといふことです。たとえ口約束であつても売買契約が成立すると後悔は出来ないということになります。

一方が種類、品質及び数量同じ物をもつて返還することによって他の物を受け取ることによつて、その効力を生ずる。」と定めてあります。先ほどの壱買の例とは少し異なつていて、約束するだけでは契約は成り立つておらず、相手方から何かを受け取ることで初めて契約が有効に成り立つと定めてあります。設例の場合、約束した時点では契約は成り立つておらず、次の日に三郎の気が変わつたら約束を守らなくても良いということになります。つまりお金の貸し借りは口約束では成り立たず、お金の受け渡しがあって初めて有効になります。つまりこのように、契約には約束をした時点で成り立つものと何か物の受け渡しがあつてはじめて成り立つもの大きく分けて二つがあります。まとめますと、双方が何かをして、対価を受ける有償契約（売買、賃貸借、利息付の消費賃借）といつたものは口約束だけで契約が成立し後戻りが出来ない



前田 敦(まえだ あつし)
1968年8月8日生まれ

93年慶應義塾大学院大学院(法学)博士課程単位取得
退学後、徳島大学助教授を経て、05年4月より現職。
大学時代は体育会自転車部に所属。今でもロード
レーサーをこよなく愛すオポーリアン。



度胸？（時効の話）

い。また、一方だけが何かをして、その対価のない無償契約（贈与、保証人になる、利息なしの消費貸借）といったものは約束をしたことを行う前なら、契約を撤回できる、つまり約束を破つてもお咎めなし。ということになります。ただ、法律的に約束を破つても良いと言つても、もちろん約束を破つた事で他人から嫌われるとか信頼を失うといったことがつきまといますのでしつかりと考えて約束をすると、といったことが必要になります。

きない。」つまり、当事者が相手方に對して、時効を主張しない限り時効は成立しないことです。例を挙げて考えてみましょう。(例)五郎は、病院で受けた治療の費用百万円が払えず、病

では損害賠償に関して第70条で「故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定しています。ここで注目して

故人不以爲子也。」

とお得、焼かれると損という結論になるのですが、現実には違います。この2つの事例の場合、社会的に件数が多い、賠償額が大きいという観点から社会全体でその賠償を解決しようという考え方が始まり

それはうれしく思はるが、人よ、きこれぬを

多の風フ

[View Details](#) [Edit](#) [Delete](#)

講師：

ご参加をお待ちしております

告知

第31回 NPO博多の風フォーラム 開催のご案内

■開催日時:平成25年11月16日(土) 開場:11:30 / 開演:12:00 ■開催場所:博多小学校「表現の舞台」

講演：「ふつうに生きる」

講師:松本 龍氏(元環境大臣)

※ご家族、ご友人をお誘い合わせの上、ご参加ください。多数の方のご参加をお待ちしています。

報告

第12回追い山笠「一ス探訪

博多の おいしやんと 博多を歩く。



1 山留め

追山笠のスタート地点は「山留め」。太鼓の音と共に、清道を目指して一気に駆け上がる。気持ちが高ぶる場所。

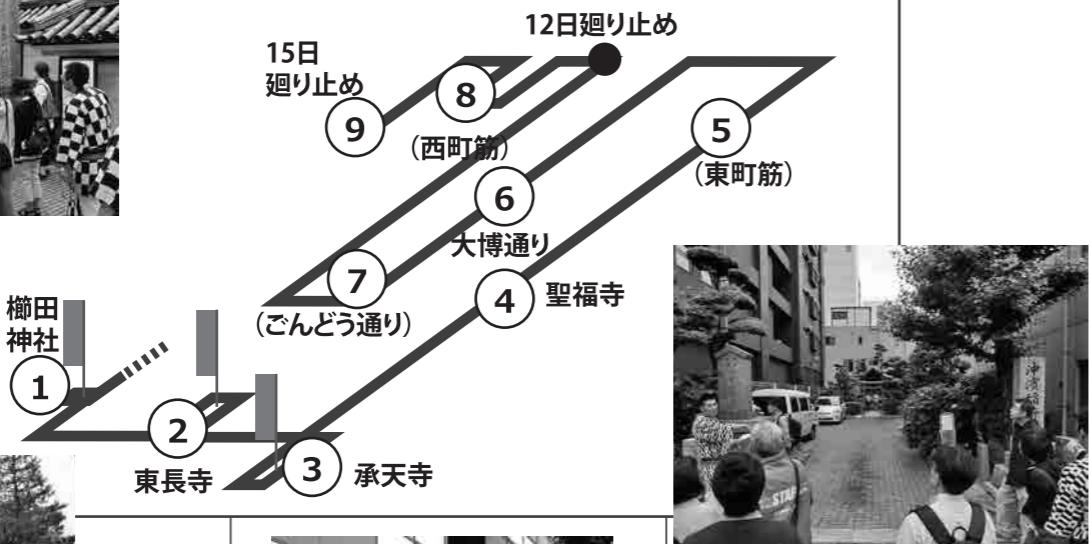


7 ごんどう通り

広い大博通りから最も狭い、通称：ごんどう通りへ入っていきます。ここから先の西町筋に入る角では、ベテランの鼻取りが付くことが多いです。



2 東長寺



3 承天寺

3つ目の清道旗が立ちます。山笠の迫力を間近で見れるポイントです。



8 沖濱稻荷神社

追山笠廻り止めの少し前にある神社。川上音二郎の生誕の地があります。

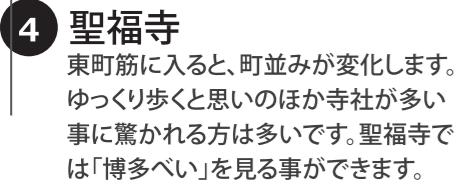


6 大博通り

水の出るポンプもある大博通り。道路の幅が広いと意外と山笠がぶれたりすること知つてました?

9 15日廻り止め

須崎問屋街にある廻り止め。最後の直線は以外と長い。看板が見えると、自然と山足も速くなります。



6月2日に今年で12回目となる恒例の追い山笠コース探訪を実施しました。9時の集合時間までは、まだ少し雨が残っていましたが、出発する頃にはあがり、曇り空の下、法被に袖を通した博多の風の仲間達が、語り部として追い山コースを案内しました。今年は新聞紙上で案内やホームページへの掲載に加えて、地下鉄駅構内にポスターも掲示。幅広く参加を呼びかけました。

冷泉公園に集合し、理事長の挨拶、注意事項の連絡に続いて、各班に分かれて順次スタートしました。まずは土居通りを上つていき、櫛田神社の山留めへ。「5秒前」のアナ

ウンスの後、太鼓の音と共に、櫛田神社に向かって山笠が動き出す場所です。そこから、須崎の問屋街の廻り止めまで、約5キロの追い山コースの順路を約2時間かけてゆっくり歩いていきます。

博多部に残る神社仏閣などの様々な歴史背景や、昇手ならではの裏話などを交えて博多の町を歩くと、色々な発見が沢山あります。毎回、アンケートでは「道路の狭さ」「コースの高低差」「複雑に入り組んだ順路」などの言葉とともに、「博多の町のすばらしさを再発見できた」という感想が多く寄せられます。

